

令和04年度 朝霧南町1丁目下水道管内通信線撤去工事

工事設計図書
(当初設計)

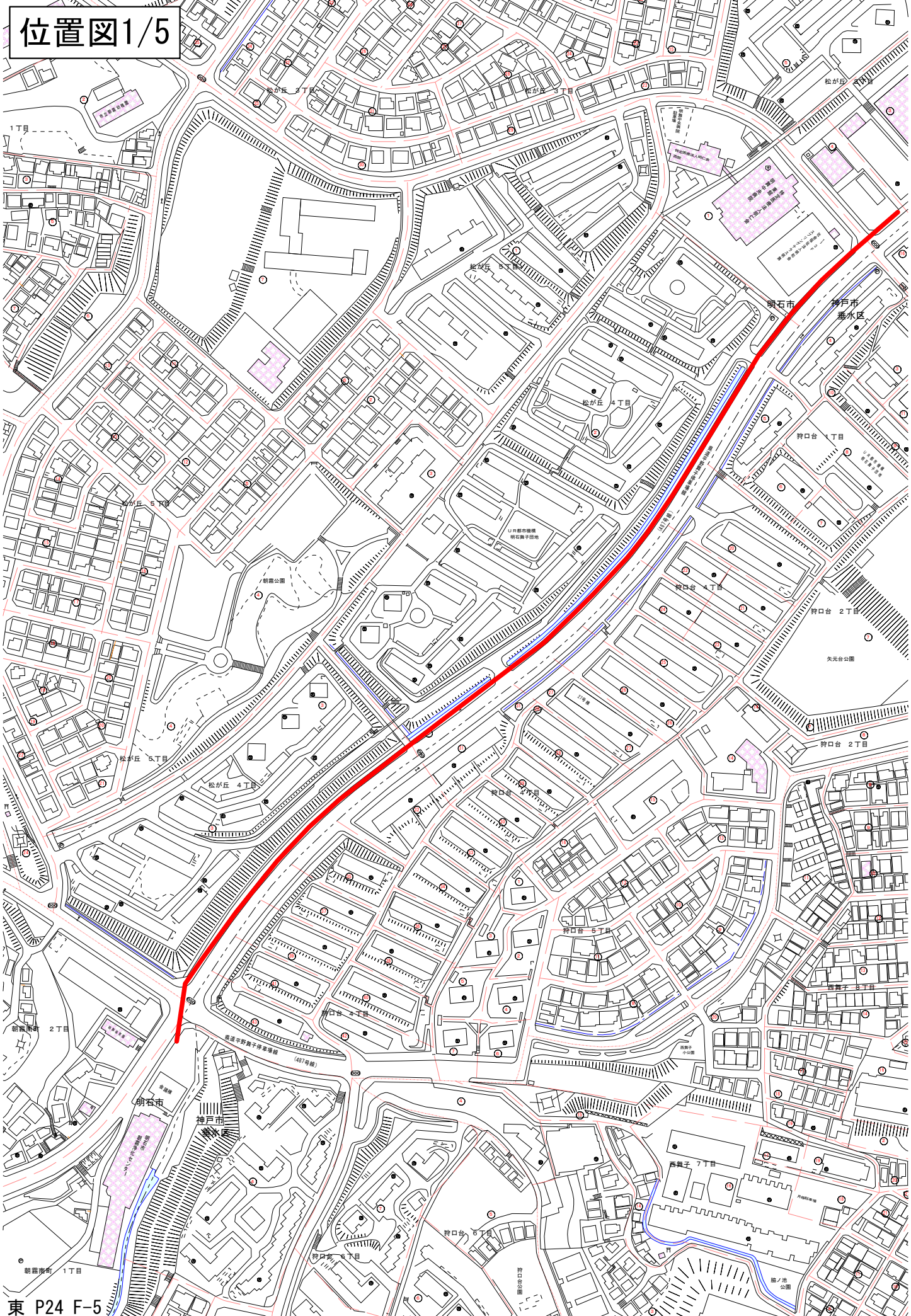
工事番号

路線名等

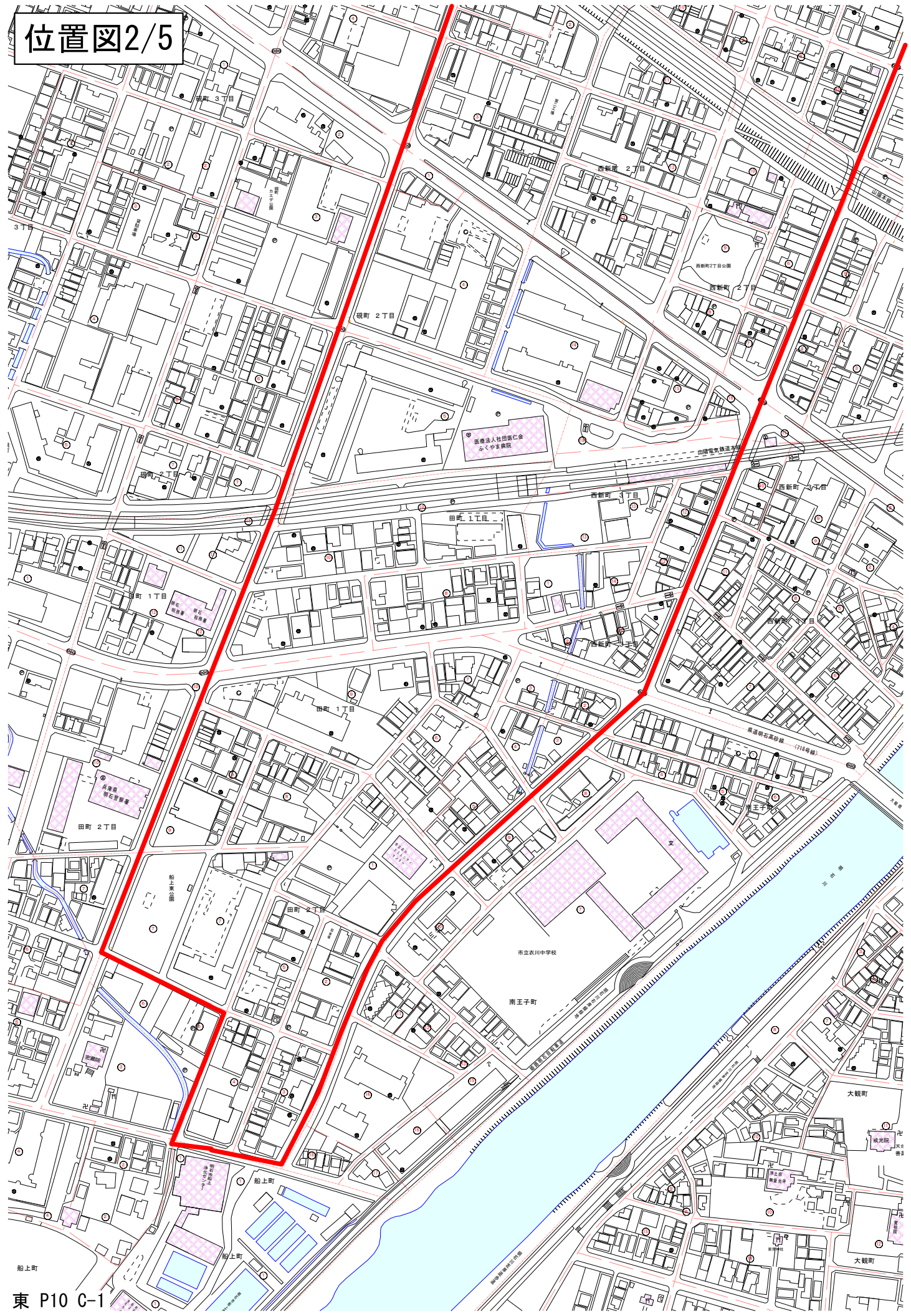
工事箇所 明石市朝霧南町1丁目ほか地内

工種

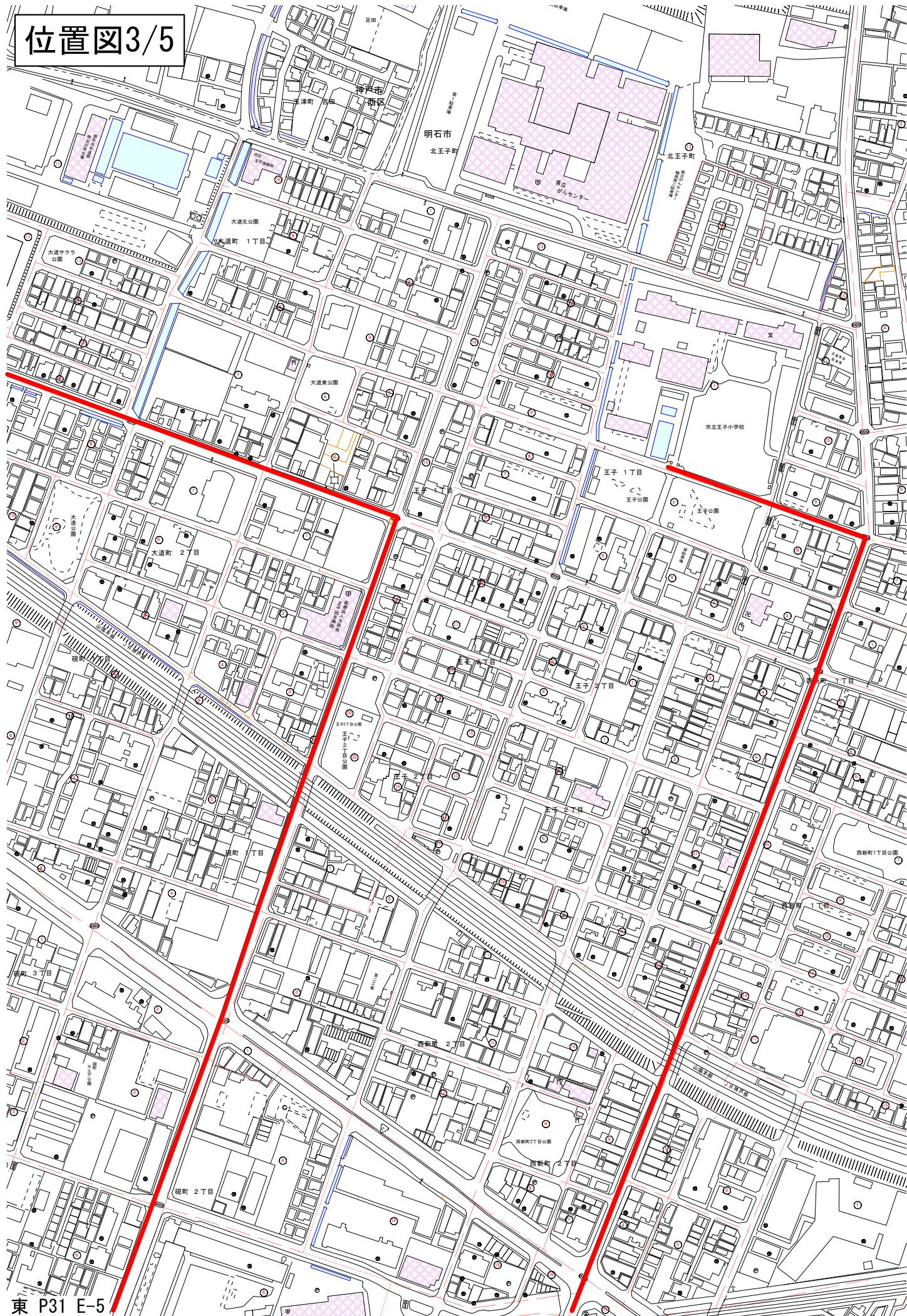
位置図1/5

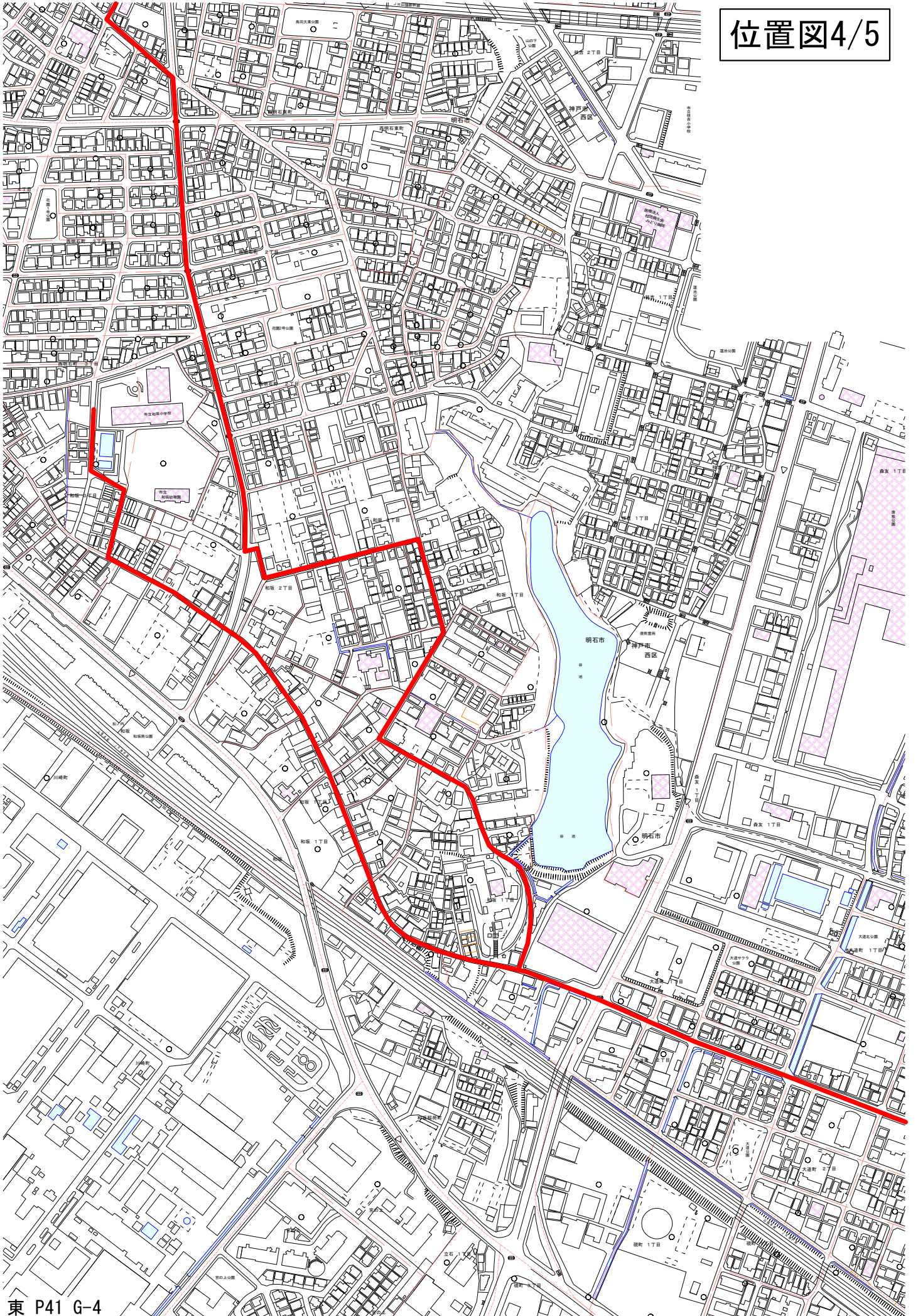


位置図2/5

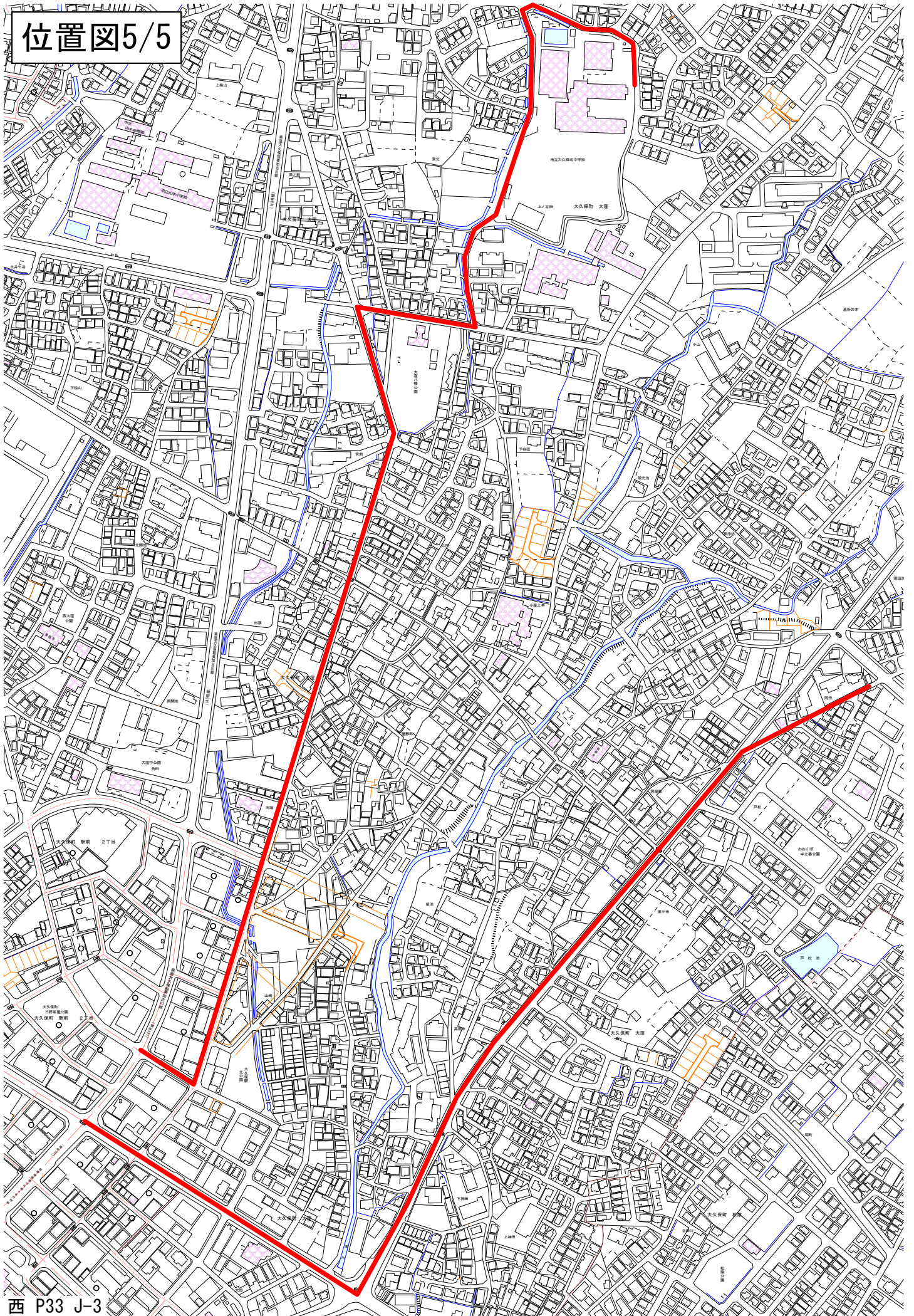


位置図3/5

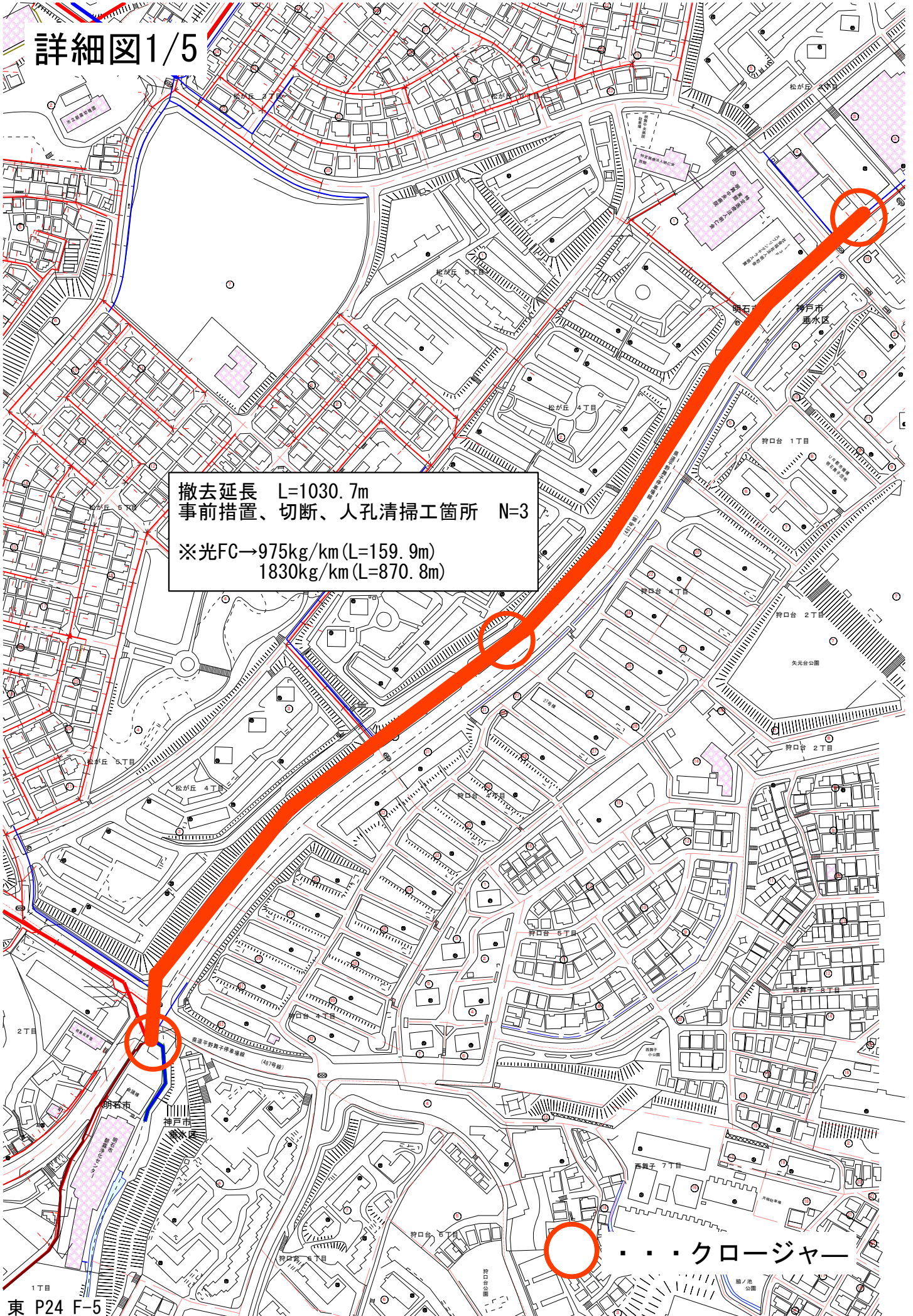




位置図5/5



詳細図1/5



撤去延長 L=1030.7m
事前措置、切断、人孔清掃工箇所 N=3
※光FC→975kg/km(L=159.9m)
1830kg/km(L=870.8m)

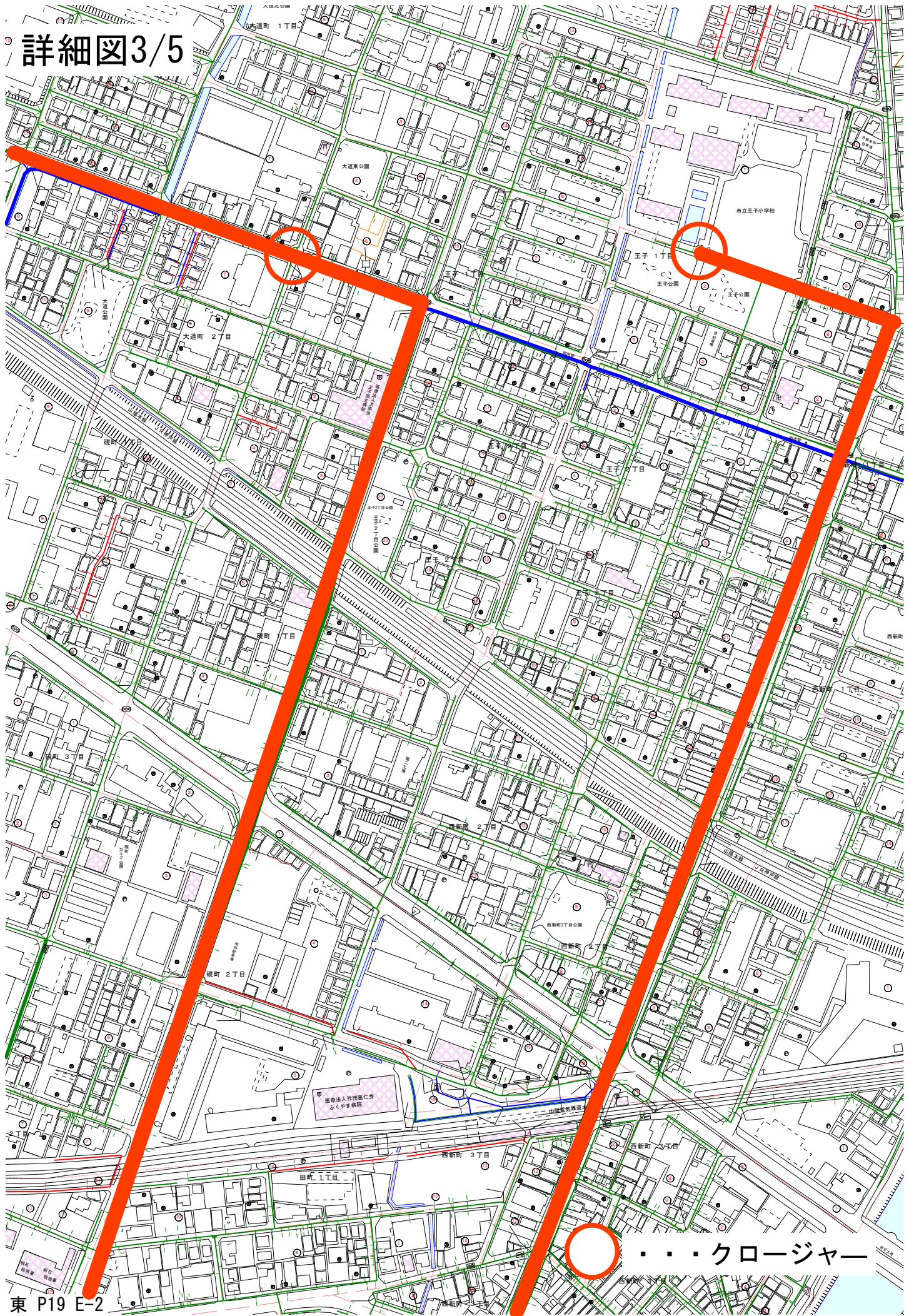
・・・クロージャー

詳細図2/5

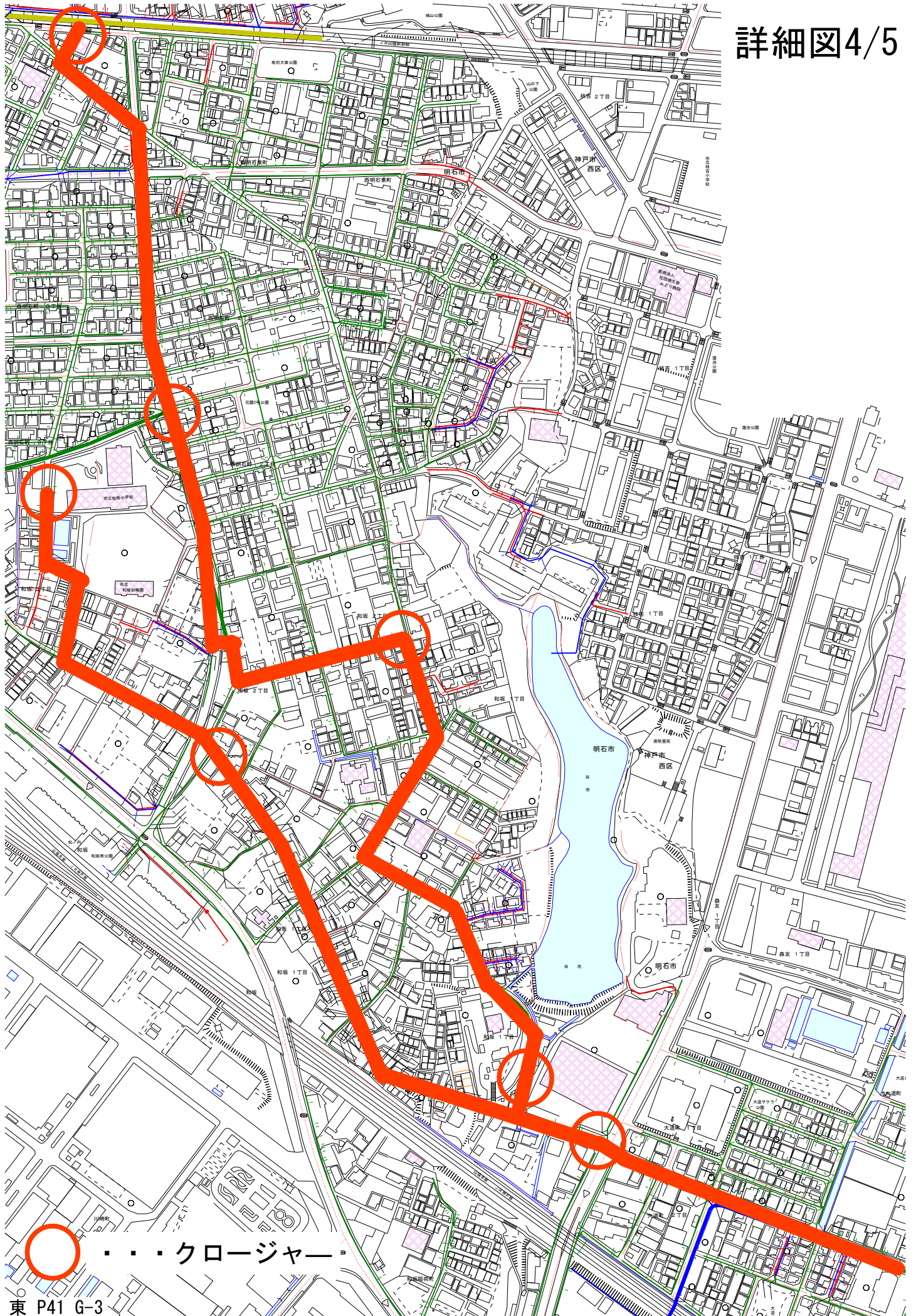
撤去延長 L=5747.4m
事前措置、切断、人孔清掃工箇所 N=16
※光FC→1830kg/km(L=5747.4m)

クロージャー

詳細図3/5



・・・クロージャー



○ . . . クローザー

詳細図5/5

撤去延長 L=1692.4m
事前措置、切断、人孔清掃工箇所 N=4
※光FC→975kg/km(L=1692.4m)

撤去延長 L=1320.5m
事前措置、切断、人孔清掃工箇所 N=4
※光FC→975kg/km(L=676.6m)
1830kg/km(L=643.9m)

・・・クロージャー

契約数量表

頁0-0001/0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
本工事費					
管路					
管きょ工					
光ファイバーケーブル撤去工					
光ファイバーケーブル撤去工		式		1	
事前措置工	供用中接続箱内の事前措置	箇所		27	
光ファイバーケーブル切断工	供用中接続箱内の切断	箇所		27	
人孔清掃工	光ファイバーケーブル引抜時	箇所		27	
光ファイバーケーブル引抜工		m		9,791	
殻運搬処理工		式		1	
処分工(光ファイバーケーブル)	大阪湾広域臨海環境整備センター	t		15	
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員		式		1	
交通誘導警備員 B					
交通誘導警備員 A					
交通誘導警備員 B					
交通誘導警備員 A					

朝霧南町 1 丁目下水道管内通信線撤去工事
数量計算書

数量総括表

工事名	朝霧南町1丁目下水道管内通信線撤去工事			事業区分	工事区分	
工種・種別・細別・名称	規格	算式	数量	単位	摘要	
本工事費						
管路						
管きよ工						
光ファイバーケーブル撤去工						
事前措置工		3+16+4+4	27	箇所	供用中接続箱内の事前措置	
光ファイバーケーブル切断工		3+16+4+4	27	箇所	供用中接続箱内の切断	
人孔清掃工		3+16+4+4	27	箇所	引抜作業時	
光ファイバーケーブル引抜工		1030.7+5747.4+1692.4+1320.5	9791	m		
廃棄物処理工						
処分工	光ファイバーケーブル 運搬距離：14.6km	(870.8+5747.4+643.9)*1.83+(159.9+1692.4+676.6)*0.975	15	t	運搬費込 光FC→1830kg/km、975kg/km	

朝霧南町1丁目下水道管内通信線撤去工事

特記仕様書

明石市都市局下水道室下水道整備課

特記仕様書

工 事 名 朝霧南町1丁目下水道管内通信線撤去工事
 工 事 場 所 明石市朝霧南町1丁目ほか地内

工期

本工事の工期は令和4年11月30日までとする。

適用

本仕様書は、明石市都市局下水道室下水道整備課が発注する『朝霧南町1丁目下水道管内通信線撤去工事』に適用する。

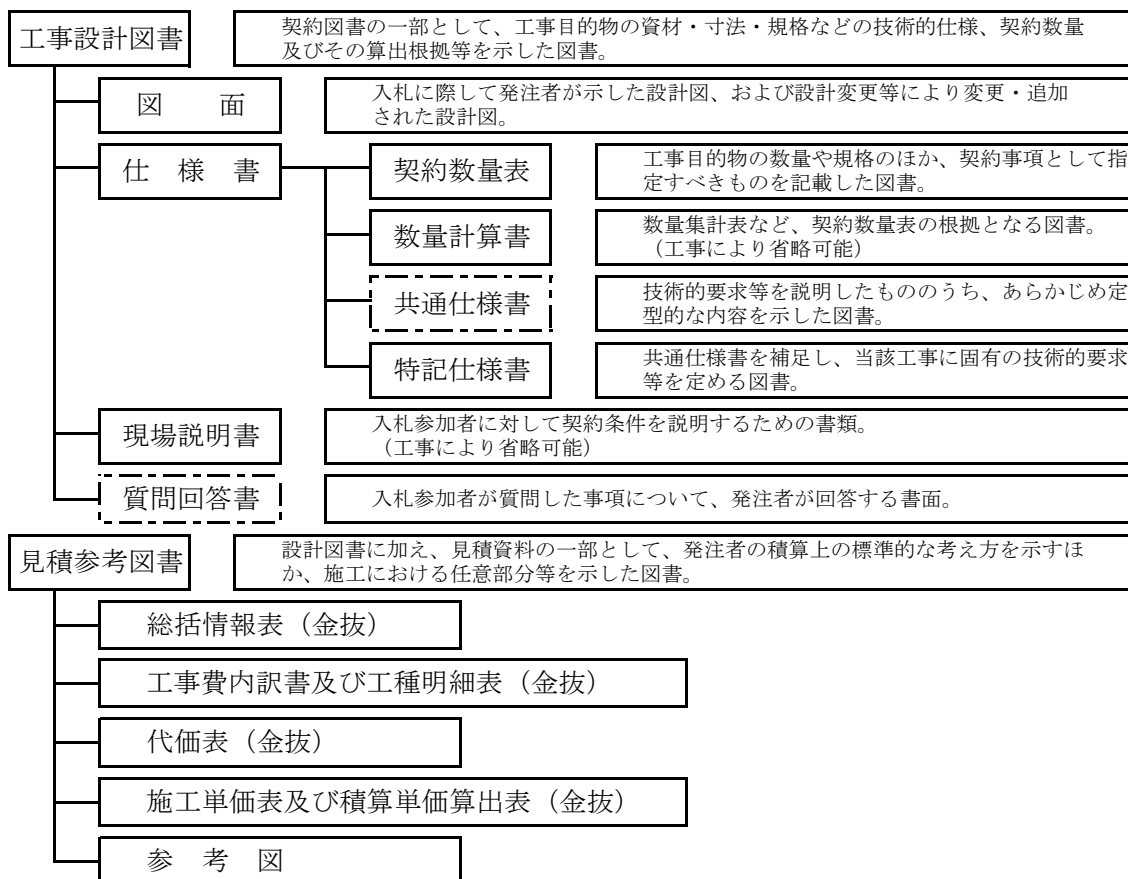
基準図書

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、次の図書による。

- ※ 兵庫県県土整備部「土木工事請負必携（平成29年度最新版）」
- ※ 兵庫県県土整備部「土木工事共通仕様書（平成29年度最新版）」
- ※ 兵庫県県土整備部「土木工事施工管理基準（平成29年度最新版）」
- ※ 兵庫県県土整備部「小型構造物標準図集（平成25年12月）」

設計図書

- 本工事においては、明石市工事請負契約約款 第1条に規定するものを設計図書とする。
- 設計図書の他に交付する「見積参考図書」とは入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、明石市工事請負契約約款 第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考図書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考図書」の有効期限は、本工事の入札（見積日）までとする。



施工範囲における留意事項

工事内容のうち現場条件等により工事内容を変更する可能性がある。よって、工事着手前に工事内容について監督員の確認を受けるものとする。なお、工事内容に変更を伴う場合は、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

施工中に設計変更が生じる場合、必ず事前に監督員と文書にて協議すること。協議文書無き事項は設計変更の対象とはしない。

最終の設計変更に伴う資料については、工期の1ヶ月前までに受注者が十分精査したうえで提出すること。

設計図書の照査

現地測量は、測量標(仮BM等)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認すること。また、特に、排水勾配・舗装縦断勾配においては測量結果を着手前に監督員へ提出すること。

測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けること。

側溝高等に変更が生じた場合や、その他地元協議等によるものも含め変更に伴う測量・施工図面の修正・新規追加及び数量計算については、受注者の負担により行うものとする。

埋蔵文化財・有価物件の処理

工事の施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は直ちに作業を一時中止し、その取扱いについて監督員の指示を受けること。

現場において発生した有価物件は、そのままの状態に保ち、監督員の指示により処理するものとする。

基準点

公共基準点(基準点、水準点、街区基準点、街区点等)の有無について確認し、監督員に報告すること。また、公共基準点の周辺にて施工する場合は、「明石市公共基準点管理保全要綱」に基づき適正に申請及び復元等の処理をすること。

安全確保

工事施工に伴う諸手続きは、受注者の責任において関係諸官庁に提出し許可を得ること。

工事の施工にあたって予想される地下埋設物件及び架空線は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さ(高さ)を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。

試掘調査及び沈下観測孔の設置については、近接する施設の管理者との立ち会い及び協議により実施箇所を決定するものとする。その結果、設計図書と相違が生じた場合は、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

既設人孔等に入る時は、人孔内の安全には特に注意し、ガス検知器を用いて3名以上で確認後、作業に着手すること。

受注者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、すみやかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、死管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかななければならない。

工事施工のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合には、その処置について予め監督員と打合せを行うものとする。

施工にあたっては、第三者に対する安全対策はもとより、作業要領や作業従事者にかかる安全衛生対策、労働災害防止対策に十分配慮するとともに、これら工事中において、降雨等による災害事故が発生しないよう万全の体制を図ること。また、工事現場及びその周辺状況や施設の特性を踏まえて、事故防止対策を講じるよう、施工計画を作成し、工事を実施すること。

仮設用水、仮設電気

関係部署への申請・届出とも費用はすべて受注者の負担とする。

保険等

明石市契約約款に記載されている保険については必ず加入すること。なお、監督員には保険証の写しを添付した報告書にて報告を行うこと。

工事説明会

監督員の要請がある場合は協力すること。また決定事項に従い作業を行うこと。

事故および苦情

発生した場合は速やかに対応し、処置状況を監督員に連絡すること。

段階確認

受注者は、兵庫県土木工事共通仕様書に定める工種については、事前に立会願を監督員に提出し段階確認を受けなければならない。

境界確認

構造物を境界上に設置する場合は、測量・立会等により境界を確認のうえ設置すること。もし、境界点や境界ラインに構造物が設置されていないと事後発覚した場合は、受注者の負担で再度構造物を設置しなおすこと。

施工計画書の作成

工事着手時まで施工計画書を作成し監督員の確認後作業を行うこと。

工事カルテの提出

請負500万円以上の工事は受注・変更（工期・技術者）・完成時に監督員の確認を受け平日10日以内に登録のこと。

変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

後日、「登録内容確認書」を提出すること。

施工体制台帳および施工体系図

作成し速やかに提出すること。また建設業許可証・契約書（下請負契約も含む）の写しも提出すること。なお、本工事に関連する全ての業者に適用する。

施工体制台帳は工事現場に備え付けること。

施工体系図は公衆の見やすい場所に掲示すること。

身分証明

受注者の現場代理人、監理技術者、主任技術者は工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社および社印の入った名札を着用するものとする。

（名札の例）

写真 2cm×3cm 程度	氏名	〇〇 〇〇
	工事名	〇〇〇(〇工区)管渠工事
	工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	会社名	〇〇建設株式会社
		印

使用建設機械

低騒音型、低振動型建設機械を使用すること。

バックホウ、発動発電機、油圧ユニット、空気圧縮機、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、

ホイールクレーンについては排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

施工現場において確認できる写真を撮影し、完成書類として提出すること。

使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第700条の22の2（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。万一、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

工事関係車輛

夜間駐車及び現場外駐車は行わず適切な管理を行うこと。

足場その他

足場及び支保工の安全確認は、チェックリスト等で確認して保管すること。

建設副産物

再資源化施設への搬入を要する建設副産物

コンクリート塊

アスファルト塊

下記の書類を提出すること。

再生資源利用(促進)計画書(実施書)を作成する際、建設副産物情報交換システム(COBRIS)を用いて作成し、施工計画書に添付すること。

竣工時には書面の他に、電子媒体も提出すること。

建設リサイクル法第11条に基づく通知を行うため、再生資源利用(促進)計画書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)を用いて作成し、監督員に提出すること。

発生材の処分地例及び問合せ先

本工事は施工箇所が点在する。

積算で採用している処分地は以下の通りであるが、処理施設を指定するものではない。

廃プラスチック

大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地 運搬距離 14.6 km

運搬に際しては、処分地まで飛散しないように留意を行い、直接運搬すること。

仮置きを行う場合、保管場所の選定は受注者の責任において行い、保管に要する費用を負担すること。

受注者の判断で他処分地を採用した場合でも設計変更の対象とはしない。

兵庫県ホームページ「ホーム > まちづくり・環境 > 設計・工事 > 制度・基準 > 積算単価表」に記載されている処分地とすること。

建設副産物処理計画書を提出して監督員の確認を得ること。

処分が終了したら伝票を提出して監督員の確認を得ること。

木くずは、産業廃棄物として取り扱い、チップ化等再利用の促進に努めなければならない。伐採木、伐採根等のうち再利用を促進することが困難なものは、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。

仮設材の運搬

仮設材の運搬については、積算上、運搬距離10kmを見込んでいる。運搬距離については、積算参考条件として明示しているものであり、受注者が実施する条件と異なる場合においても設計変更の対象とはしない。

履行報告

工事履行報告書を作成し、工程表及び工事状況写真を添付し、毎月末に監督員に提出すること。

交通誘導警備員、安全管理、安全教育

安全対策については、交通誘導警備員を計上している。道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督員と協議するものとし、設計変更の対象とするが、出来高に合わせた変更は行わない。

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員については、作業時間中(調査・測量時期は除くが試掘調査時は配置)配置すること。なお、現場状況及び関係機関との調整によりこれによりがたい場合は、監督員と別途協議することとし、設計変更の対象とする。また、工事関係車両や歩行者安全通路の適切な管理・誘導を行うこと。昼休みなども交替で休憩をとり安全対策を怠らないこと。

- 交通誘導警備員の1日当たりの配置人数は、下記のとおりとする。

市道	交通誘導警備員B2名、交替要員B1名	合計3名
国道2号、175号	交通誘導警備員A1名、B1名、交替要員A1名	合計3名

交通誘導警備員A

警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第1項第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導警備員B

警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

交替要員

昼休みなどの休憩中も交替で交通誘導を行うものとし、現場の必要配置人数とは別に計上するもの。積算単価は交通誘導員B。

- 受注者は下記の書類の何れかを確認後、現地に従事する者の名簿を作成し監督員に提出するものとする。

- ・交通誘導警備検定合格証（写し）
- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・指定講習修了証明書（写し）
- ・警備業法施行規則 第二十六条第二項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類

- 全作業員を対象とし、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全教育・研修訓練を行うものとする。なお、工事期間中月1回(半日)以上実施し監督員に報告書を提出するとともに、その実施状況については、工事報告等に記録した資料を提出すること。また、安全教育・研修訓練に要する必要な費用(労務者の日当)は、現場管理費の中に含んでいる。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

各工事中のすりつけ及び段差表示、夜間照明等安全対策は、特に徹底すること。

- 工事中の仮区画線の明示・工事予告看板の設置も徹底すること。

掲示物

以下の項目については、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- 建設業許可の標識掲示
- 施工体系図の掲示
- 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識掲示（掛金収納書の提出要）
- 労災保険関係成立票の掲示
- 緊急連絡体制の掲示

備品

以下の項目については、現場事務所内に備えつけること。

- 施工体制台帳
- 新規入場者教育記録
- 受注者の安全巡視、KY活動の記録

緊急時の連絡体制の作成

年末年始、夏期休暇等により長期間現場の作業を休止する場合は、事前に緊急時の連絡体制についての説明書を作成し、監督員に提出すること。

また、大雨時及び台風上陸予定時も上記と同様の扱いとする。

工程管理

工程管理については計画工程に基づき実施工程、出来高曲線について管理すること。

写真管理

工事写真の管理については、写真管理基準(土木工事施工管理基準)に準じるものとし、デジタル写真で提出する場合は、デジタル写真管理情報基準(案)に準じること。

品質管理

コンクリート工場、水セメント比、少量の打設、二次製品

マーク取得工場に限定する。

鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

底部（インバート）工、既設人孔連絡工等における少量のレディーミクストコンクリートの規格については、積算時における参考の条件として明示している。請負者は、止水性、施工性の良い適切な材料を選定し、施工計画書に含め、監督員と協議すること。なお、受注者の選定した材料が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更の対象とはしない。

セメントコンクリート二次製品の品質確認は、兵庫県ホームページ「ホーム > まちづくり・環境 > 設計・工事 > 制度・基準 > 土木の技術管理に関すること」に記載される「セメントコンクリート二次製品の取扱要領」に基づき実施すること。

再生切込砕石、粒調砕石の修正CBR値

30%以上、80%以上とする。

境界ブロック

下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリートにより製作された製品とする。

現場密度試験

舗装工、路盤工の『現場密度の測定』の試験は、1,000㎡につき1個とし、施工面積が2,000㎡未満の場合の規格値はX3の場合の規格値とする。施工面積が500㎡未満においては、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、『現場密度の測定』の試験を省略できるものとする。ただし、道路管理者および監督員の指示による場合は試験を実施すること。

使用材料一般

日本下水道協会（JSWAS）、日本水道協会（JWWAS）の規格認定品については、認定書等により、使用する製品が認証製品であることを確認することとし、材料の試験成績表等の品質証明書の提出（『使用材料承諾願』への添付）は不要とする。

埋戻土については、試掘にて掘削箇所の土砂を採取し、別添「埋戻し工に関する仕様書」に基づき土質試験を実施し、その結果、掘削土を埋戻土として使用が可能な場合は設計変更の対象とする。

人孔

人孔接合部の使用材料については、ジョイントブーツを使用すること。使用箇所は監督員に確認すること。

ブロック人孔設置における調整ブロックは、2個以上かつ合計10cm以上25cm以下にて設置すること。

鉄蓋据付時には、調整モルタルとして無収縮モルタルを使用し、本市の施工マニュアルに基づいて施工すること。

鉄蓋表面（蓋裏も含む）及び受枠に補修剤を塗装する場合は、ポキアクリル樹脂を主成分とした塗料もしくは、鋳鉄用の黒ワズを使用すること。

耐スリップ型マンホール蓋の使用箇所については監督員に確認すること。

副管設置箇所については、監督員に確認すること。

舗装復旧

舗装復旧工事における復旧範囲及び舗装構成については、市道管理者と立会をし決定すること。

路盤での交通開放は行わないものとし、本復旧が不可能な場合は監督員と協議すること。

地域への配慮

- 本工事区域は一般家屋及び店舗が建ち並ぶ区域のため、低騒音、低振動、排出ガス対策等を施した建設機械を使用するとともに、迂回路対策等を適切に行うこと。
- ダンプトラックの過積載や積みこぼしのないことは勿論のこと、作業終了時における清掃も怠らないようにすること。

官民境界付近での施工

- 公道と民地の境界が明確でない箇所について、本工事の施工により民地側に影響を与える恐れがある場合、あらかじめ所有者の承諾を得たうえで工事をおこなうこと。また、工事終了時に所有者の承諾のもと、復旧を行うこと。

完成図書等

- 図面はA1（B5折り）で提出すること。
- 発注用のCADデータを貸与するので完成図をCADデータで提出すること。
CADデータは、AutoCAD形式（拡張子：dwg）にて貸与する。
CADデータの変換が必要な場合は、受注者の責において対応すること。
- 工事写真においてデジタル版を各工種毎に1部整理して別綴で提出すること。
- 保存バインダーや保存箱は、金属金具等を使用していない可燃性のものとする。

架空線（関西電力）の防護管取付け

- 関西電力が保有する架空線等に防護管の設置が必要な場合は、防護管施工会社へ申込みの上、監督員とともに防護管施工会社と立会を行い、防護管の必要範囲を決定すること。また、防護管施工会社より見積書及び請求書を受領した際は、その写しを監督員へ提出し確認を受けること。

その他特記事項

- 本工事については、他工事との現場代理人の兼務を認める。
- 設計書の総括情報表にて工種区分(公共)を「下水道(2)」、施工地域区分を「補正なし」としているが、下水道光F技術マニュアル(2015年版)標準積算要領より、施工地域を「市街地」と考慮した補正值を含んだうえで共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率を算出している。
- 本工事は、稼働している通信線と隣接して設置されている通信線を撤去する箇所を含んでいるため、監督員と密に調整を行い、確認の後に施工すること。
また、クロージャーク切断箇所も事前に現地立会にて確認を行い施工を行うこと。
- 通信線を撤去する場合、多量の汚水し渣が通信線に付着しているため、引抜時は必ず落下したし渣によって下流の流れが阻害されていないか等、確認をする必要がある。阻害が確認された場合はすぐに監督員へ報告し、速やかに緊急清掃を行うことができる体制を整えること。
- マンホール等に入る場合は、足掛金具が腐食している場合があるので、急激に体重を乗せず、一段一段確認しながら昇降を行うこと。
また、足掛金具に異常が確認された場合はすぐに監督員へ報告すること。

☑ 局地的な大雨に関する 下水道工事管渠内工事等安全対策に関する仕様書

※対象作業：雨水が流入する下水道管渠内に作業員が入坑して行う作業全般
(工事・調査・点検・清掃等)

以下の内容を踏まえた施工計画書を作成し、監督員の確認を得るとともに、その内容について、作業関係者全員に周知徹底を図ること。

☑ 現場特性の事前把握について

工事着手前には、当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握すること。

- ・下水道管渠施設情報（平面図・縦断図、流量計算表）
- ・現場付近の浸水被害、既往事故、地形情報、ハザードマップなどの既往情報
- ・その他、ポンプ施設やビルピット排水の有無の確認、また、その施設の運転情報

☑ 標準的な工事の中止（再開）基準の設定について

下記のいずれかが該当する場合は、工事を中止すること。

標準的な工事等の中止基準

- ①当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- ②当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

なお、小雨が降り始めた場合などのあいまいな天候状況であっても、作業を一時中断し、作業員を地上に退避させてから工事中止の判断の検討を行うこと。

また、天候の回復による工事再開は、監督員に確認すること。

☑ 現場特性に応じた工事等の中止（再開）基準

標準的な工事等の中止基準を踏まえ、工事等の箇所毎に現場特性に応じた中止基準を設定すること。

中止基準を強化すべき現場

- ①退避時間が長い（作業箇所が人孔から離れている等）
- ②退避条件が厳しい（人孔蓋を開放しておけない等）
- ③急激な増水特性が予想される（流達時間が短い、水位が高い等）
- ④気象情報が入手しにくい
- ⑤夜間の工事等で天候の状況がわかりにくい
- ⑥水替えなど等の増水緩和対策や十分な流出防止策を講じることができない。

☑ 迅速に退避するための対応

工事等を着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、あらかじめ退避時の対応方策について、以下の点について具体的に内容を定めておくこと。

- ①退避手順の設定
- ②安全器具等の設置
- ③情報収集と伝達方法
- ④資機材の取扱い

※参照：局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）平成20年10月

(URL:<http://www.mlit.go.jp/common/000025094.pdf#search=>)

令和04年度 朝霧南町1丁目下水道管内通信線撤去工事

見積参考図書
(当初設計)

工事番号 _____

路線名等 _____

工事箇所 明石市朝霧南町1丁目ほか地内 _____

工 種 _____

総括情報表

単価適用年月日	0-04.06.01(0)		
工種区分 (公共) 施工地域区分	今回 15 下水道 (2) 26 補正無し	前回	

工事費内訳書

頁0-0002/0021

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
管路							
管きょ工		(9,791)		m			
光ファイバーケーブル撤去工							
光ファイバーケーブル撤去工							
殻運搬処理工		1		式			工種 第0001号明細表
仮設工							
交通管理工							
交通誘導警備員		1		式			工種 第0003号明細表

工事費内訳書

頁0-0003/0021

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費計							
共通仮設費計							
共通仮設費率分				式			
純工事費計							
現場管理費							
工事原価計				式			
一般管理費等							
工事価格計				式			
消費税相当額							
				式			

光ファイバーケーブル撤去工

工種明細表

工種 第0001号明細表

頁0-0005/0021

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
事前措置工 供用中接続箱内の事前措置	27	箇所			施工 第0-0003号内訳表
光ファイバーケーブル切断工 供用中接続箱内の切断	27	箇所			施工 第0-0005号内訳表
人孔清掃工 光ファイバーケーブル引抜時	27	箇所			施工 第0-0006号内訳表
光ファイバーケーブル引抜工	9,791	m			施工 第0-0009号内訳表
合 計	1	式			

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員 B	103	人日			施工 第0-0010号内訳表
交通誘導警備員 A	3	人日			施工 第0-0011号内訳表
交通誘導警備員 B 交代要員	50	人日			施工 第0-0012号内訳表
交通誘導警備員 A 交代要員	3	人日			施工 第0-0013号内訳表
合 計	1	式			

施工単価表

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0011/0021

事前措置工

[規格1] 供用中接続箱内の事前措置

[規格2]

[摘要]

15

箇所 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
監督		人			
通信技術員A		人			
通信技術員B		人			
通信工		人			
特殊作業員		人			
発動発電機運転		日			施工 第0-0004号内訳表
諸雑費		%			
合計	15	箇所			
単位当り	1	箇所			

